第５次総合計画の各施策に対する
外部評価の実施について

１．目的

・市が行った施策評価（内部評価）の妥当性を、外部の目線から検証することで、客観性を確保
・第５次総合計画を効果的・効率的に推進し、めざす将来都市像を実現

２．実施日、評価者等

（１）日時・場所

・平成２９年１０月１７日（火）　午後１時～４時
・市役所３０１会議室

（２）評価者

・河内長野市行財政評価委員会（市長の附属機関）

（３）市側出席者

・重点施策の担当部長及び課長（担当理事、参事も可）
・必要に応じて、課長補佐、主幹、係長等

３．評価の対象

第５次総合計画前期基本計画の全３８施策を対象に毎年評価を実施する。また、毎年２～３施策程度を「重点施策」に選定し、特に重点的に評価を行う。

実施年度	総合計画の全３８施策		
	総務	福祉・教育	都市・環境・経済
平成２９年度	協働 行財政 （重点施策） その他施策	その他施策	その他施策
平成３０年度	その他施策	重点施策を選定 その他施策	その他施策
平成３１年度	その他施策	その他施策	重点施策を選定 その他施策

（１）重点施策の選定

・第５次総合計画後期基本計画に向け、平成２９年度～３１年度にかけて、下記の基準により「総務」、「福祉・教育」、「都市・環境・経済」の各分野から順に重点施策を選定する。

（２）重点施策の選定基準

・施策評価における達成度が低い施策
・施策評価及び住みよさ指標に大きな変化のある施策
・担当部局が必要と認める施策
・その他市長が必要と認める施策

（３）平成２９年度重点施策

平成２９年度は、「総務」分野の中でも、今後の総合計画の推進に大きく影響する「まちづくりを支える政策」の３施策を、「その他市長が必要と認める施策」として選定する。

- ▶ 施策３６　協働の推進と地域コミュニティの活性化
- ▶ 施策３７　効果的・効率的な行政運営の推進
- ▶ 施策３８　健全な財政運営の推進

４．評価方法等

行財政評価委員会の会議当日は、重点施策を中心に審議し、その他の施策は書面により評価する。

（１）重点施策の評価

①評価方法

市内部で行った施策評価結果（事業評価含む）を、行財政評価委員会の会議の場で、以下の視点により評価する。

【視点１】住みよさ指標、１０年後のめざす姿に対する達成度

・施策評価シートの記載内容について妥当性を検討

【視点２】施策の事業構成及び評価の妥当性

・施策を構成する事業の「目標・対象者・概要」が、施策の目的達成につながるものであるか
・各事業の成果に対し、事業費（財源）の配分は妥当であるか

【視点 3】事業に設定する指標の妥当性

・総合計画の住みよさ指標に対する「中間指標」として、各「事業の指

標」は妥当であるか
・施策の達成度を評価するため、新たに設定すべき「事業の指標」はないか

②評価の流れ　　１施策あたり５０分で評価

施策評価シートについての説明（担当部長）　５分
▼
主要な事業についての説明（担当課長等）　１５分
▼
質疑応答（委員・担当部局）　１５分
▼
意見交換（委員）　１５分 評価（市の評価結果を下記の３区分に分類） １．妥当 ２．概ね妥当 ３．要検討

③評価資料

施策外部評価資料（施策３６、３７、３８）
・総合計画基本計画
・施策評価シート、施策実現のための事業一覧
・施策の指標一覧
・事業評価シート、決算成果報告書

（２）その他の施策の評価

①評価方法

重点施策以外の施策について、重点施策の場合と同様に、視点１～３により書面での評価を実施する。

②評価の流れ

施策評価シート等を事前に送付
▼
評価（市の評価結果を下記の３区分に分類） １．妥当 ２．概ね妥当 ３．要検討
▼
外部評価シートへ意見等を記入（２・３の場合）

③評価資料

平成２８年度行政評価結果

その他施策の評価シート

５．その他

（１）施策・事業への反映

・第５次総合計画第４期実施計画、平成３１年度予算編成へ反映

・可能なものは、平成３０年度予算編成及び平成２９年度事業へ反映

・次年度以降の施策評価、事業評価へ反映

（２）外部評価結果の公表方法

・評価結果を市ホームページで公表

・河内長野市行財政評価委員会の会議を公開